

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 9 8 号
令 和 7 年 5 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

運転免許事務取扱要綱の一部改正について（例規）

運転免許事務の取扱いについては、「運転免許事務取扱要綱の一部改正について（例規）」（令和7年3月12日付け秋本運第16号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、令和7年6月1日から、別添「運転免許事務取扱要綱」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は5月31日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター 管理第一係（☎7 3 5 - 2 2 1）
管理第二係（☎7 3 5 - 2 3 2）

別添

運転免許事務取扱要綱

第1 趣旨

本要綱は、別に定めるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 法
道路交通法をいう。
- 2 令
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 3 規則
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 4 細則
秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）をいう。
- 5 証紙
秋田県収入証紙をいう。
- 6 手数料
秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第117号）に定める道路交通法関係手数料をいう。
- 7 運転免許センター
秋田県警察本部交通部運転免許センターをいう。
- 8 運転免許センター長
秋田県警察本部交通部運転免許センター長をいう。
- 9 警察署等
細則第2条第3項に規定する申請又は届出を取り扱う警察署及び免許事務を取り扱う二ツ井交番、にかほ幹部交番、美郷交番、増田幹部交番及び羽後交番をいう。
- 10 警察署長
細則第2条第3項に規定する申請又は届出を取り扱う警察署長をいう。
- 11 運転者管理システム
警察庁情報処理センターに設置したサーバ、秋田県警察に設置した端末装置及びこれらを結ぶ電気通信回線からなる自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転者に関する警察共通基盤システムをいう。
- 12 免許証
規則第19条及び第19条の2に規定する運転免許証をいう。
- 13 運転経歴証明書
法第105条の2第1項に規定する書面をいう。
- 14 マイナンバーカード

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

15 特定免許情報

法第95条の2第2項に規定する免許情報記録の番号、有効期限の末日、免許の種類等をいう。

16 免許情報記録

個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。

17 マイナ免許証

法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。

18 マイナ経歴証明書

令第30条の8第3項第1号に規定する運転経歴情報記録個人番号カードをいう。

19 免許証等

免許証及び免許情報記録をいう。

20 二枚持ち者

免許証及びマイナ免許証を有する者をいう。

21 併記免許

現に受けている免許の種類と異なる種類の免許をいう。

22 写真撮影装置

運転免許センターで申請を受理した申請者を撮影する直接撮影機、警察署等で申請を受理した申請者を撮影する簡易直接撮影機及び申請書に貼付された写真を撮影する複写撮影機からなる装置をいう。

23 免許証印刷装置

免許証を作成する印刷装置をいう。

24 追記装置

運転者管理システムに接続され、免許証及びマイナンバーカードに内蔵した半導体集積回路（以下「ＩＣチップ」という。）に免許情報を記録等する装置をいう。

25 免許台帳ファイリング装置

秋田県公安委員会が受理した免許に関する申請書及び届出書の一部をファイルとして取り込み、データベース化した装置をいう。

26 更新連絡書

法第101条第3項に規定する更新期間その他免許証の更新の申請に係る円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面をいう。

27 ワンストップサービス等

法第95条の5第3項第1号及び第2号に規定する措置を講じた者が受けられる本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービスをいう。

28 オンライン講習

令第43条第1項の表講習手数料の項に規定する優良運転者及び一般運転者に係る更新時のオンライン講習をいう。

第3 免許業務の処理方法

運転免許センター及び警察署等における免許証等の処理は次の各号に掲げるとおり行

うものとする。

- 1 免許センターにおいて申請を受理した場合は、原則として免許証の交付並びに特定免許情報の記録及び免許情報記録の書き換えを即日に行うものとする。
- 2 警察署等及び出張試験会場において申請を受理した場合は、免許証の交付を後日行うものとする。また、特定免許情報の記録及び免許情報記録の書き換えは、後日でなければ処理できない申請を除き、即日に行うものとする。

第4 免許の申請等の受理

運転免許センター及び警察署等においては、次により免許の申請又は届出を受理するものとする。

1 運転免許センター

(1) 免許証等更新申請

日曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時50分までとする。

(2) 免許証記載事項変更届出並びに免許証等の暗証番号の照会及び閉塞解除

日曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後4時までとする。

(3) 免許証再交付申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時までとする。

(4) 免許取消申請

日曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、日曜日は午後2時から午後3時までとする。

(5) 特定免許情報記録申請、免許証返納届、免許情報記録抹消届、免許証交付申請、運転経歴証明書交付申請、運転経歴情報記録申請、運転経歴証明書返納届、運転経歴情報抹消届、運転経歴証明書再交付申請、運転経歴証明書記載事項変更届出、国外運転免許証申請及び条件の付与の申請

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時までとする。

(6) 経由更新申請

日曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時50分までとする。ただし、日曜日はマイナ免許証を有する者のみとする。

2 警察署等

免許証等更新申請、免許証再交付申請、免許取消申請、条件の付与の申請、特定免許情報記録申請、免許証返納届、免許情報記録抹消届、免許証交付申請、運転経歴証明書交付申請、運転経歴情報記録申請、運転経歴証明書返納届、運転経歴情報抹消届、運転経歴証明書再交付申請、免許証記載事項変更届出、運転経歴証明書記載事項変更

届出並びに免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除

月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

第5 免許証の作成

運転免許センターにおいて作成する免許証は、自動車等の運転免許試験の合格によるもの（第一種運転免許又は第二種運転免許試験に合格し、法第90条の2第1項に規定する講習を受講すべき者が受講していない場合を除く。以下「新規免許」という。）、免許証の再交付申請、免許証の交付申請、免許証の更新申請及び第15の5(2)の免許証の取消申請によるものとし、作成要領は、次の各号掲げるとおりとする。

- 1 申請書又は登録票に所要事項を記載し、運転者管理システムに登録すること。
なお、新規免許の免許証番号は運転者管理システムにより自動付加し、新規免許及び免許証の更新申請の照会番号は別表1「照会番号指定表」に基づき付加すること。
- 2 申請内容と運転者管理システムにより印字された登録内容を照合すること。
- 3 写真撮影装置により申請者を直接撮影し、免許証印刷装置により免許証を作成することを原則とするが、申請者から、持参した写真による免許証の作成の申出があった場合は、申請書に持参した写真を貼付させ、複写撮影機により免許証を作成すること。
- 4 免許証は次の区分により作成すること。
 - (1) 優良運転者については、免許証の有効期間欄を金色とする。
 - (2) 初めて免許を受けた者については、免許証の有効期間欄を黄緑色とする。
 - (3) 上記(1)、(2)以外の者については、免許証の有効期間欄を薄青色とする。
- 5 新規免許の免許証の備考欄に条件等を記載する必要がある場合にあつては別表2「免許証、マイナ免許証及び運転経歴証明書備考欄の記載（記録）要領」（以下「別表2」という。）の2(1)に基づき所要事項を、再交付の場合にあつては免許証の備考欄に別表2の2(2)に基づき所要事項をそれぞれ記載して交付すること。

第6 免許証の交付

運転免許センター長は、作成した免許証のうち警察署等で交付するものについては、運転免許証送付書（様式1-1。以下「免許証送付書」という。）により申請を受理した警察署長に送付し、送付を受けた警察署長が当該申請者に交付するものとする。

第7 免許証及び運転経歴証明書の保管管理

警察署長は、送付された免許証及び運転経歴証明書を次のとおり保管管理するものとする。

- 1 保管管理責任者等の設置
 - (1) 保管管理責任者（以下「責任者」という。）は、交通課長とし、適正な保管管理を確保するために必要な事務を行うものとする。
 - (2) 保管管理補助者は、免許事務を担当する交通係長、交番においては交番所長とし、責任者を補佐するものとする。
- 2 保管・管理方法
 - (1) 保管場所は施錠設備のあるキャビネット等とし、免許証は更新時講習別に区分するなど管理しやすい状態で保管すること。
 - (2) 警察署長は、免許証及び運転経歴証明書の受払を更新免許証等受払簿（様式1-2）に記載し、保管状況を明らかにしておくこと。

第8 免許証の記載事項の変更届出等の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第94条第1項（法第95の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による免許証の記載事項変更に係る届出があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 運転免許証記載事項変更届（様式2。以下「記載事項変更届」という。）により受理すること。

なお、代理人による記載事項変更届を受理する場合は、委任状を徴すること。

- 2 変更等の確認は、次の保有状況及び変更事項に応じて変更の事実を証明するものの提示又は提出を求めて行うこと。

- (1) 免許証のみを有する者の場合

ア 本(国)籍、氏名及び生年月日

(ア) 住民票（本籍（外国人については、国籍）が記載されたもの。）の写しの提出

(イ) 住民基本台帳法の適用を受けない外国人の場合は旅券等の提示

イ 住所

住民票の写し、マイナンバーカード、公共料金領収書、郵便物等の新しい住所を確かめるに足りる書類の提示

ウ 氏名の字体変更

住民票、戸籍謄(抄)本、マイナンバーカード等の字体の変更を確認できる公的書類の提示

- (2) 二枚持ち者の場合

ア 本(国)籍

(ア) 住民票（本籍（外国人については、国籍）が記載されたもの。）の写しの提出

(イ) 住民基本台帳法の適用を受けない外国人の場合は旅券等の提示

イ 住所、氏名、生年月日及び氏名の字体変更

変更後の住所、氏名、生年月日及び氏名の字体が記載されたマイナ免許証の提示

- (3) マイナ免許証のみを有する者の場合（ワンストップサービス等を受けるための措置を講じていない場合）

ア 本(国)籍

(ア) 住民票（本籍（外国人については、国籍）が記載されたもの。）の写しの提出

(イ) 住民基本台帳法の適用を受けない外国人の場合は旅券等の提示

イ 住所、氏名、生年月日及び氏名の字体変更

変更後の住所、氏名、生年月日及び氏名の字体が記載されたマイナ免許証の提示

- 3 運転免許証記載事項変更届出受理簿（様式3）に所要事項を記載すること。

- 4 免許証等の取扱は次のとおりとすること。

- (1) 免許証を有する者の場合は、運転者管理システムに変更に係る事項等を追記装置

により登録し、併せて免許証のＩＣチップに記録すること。

- (2) マイナ免許証のみを有する者で、ワンストップサービス等を受けるための措置を講じていない場合は、変更に係る事項等を運転者管理システムに登録すること。
- (3) 免許証の備考欄に別表２の２(3)に基づき所要事項を記載し、届出者に交付すること。

なお、生年月日の変更の届出があった場合は、免許証を再作成することから、当該届出者を写真撮影装置で撮影すること。

- 5 警察署長は、記載事項変更届に申請書等送付書（様式４）を添えて運転免許センター長に送付すること。

第9 免許証等の暗証番号の照会及び閉塞解除

運転免許センター長及び警察署長は、免許証等の暗証番号を忘れた者から暗証番号の照会及び暗証番号の入力を誤りＩＣチップの記録内容を確認できなくなった者から暗証番号の閉塞解除の依頼があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 暗証番号照会

- (1) 暗証番号照会・閉塞解除依頼書（様式５）により受理し、免許証及びＩＣチップの記録内容により本人確認を行うこと。
- (2) 運転免許センター長は、当該免許証等が秋田県公安委員会の発行した免許証等であるときは、運転者管理システムにより暗証番号を照会し、他の都道府県公安委員会の発行した免許証等であるときは、当該公安委員会に照会し、口頭で回答すること。

なお、警察署長は、運転免許センター長に照会の上、口頭で回答すること。

2 閉塞解除依頼

- (1) 前記１(1)の規定に準じ、受理すること。
- (2) 追記装置により暗証番号の閉塞を解除すること。

第10 免許証の再交付申請及び免許保有状況変更申出の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第94条第２項の規定による免許証の再交付の申請及び二枚持ち者から紛失等による免許保有状況変更の申出があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 免許証の再交付の申請は、運転免許証再交付申請書（様式６－１。以下「再交付申請書」という。）により受理すること。

なお、マイナ免許証のみ有する者が、当該マイナ免許証を紛失等したことによる特定免許情報記録の記録申請及び免許証の交付申請は、第19の１及び４の規定により受理すること。

- 2 亡失及び滅失以外の理由による申請の場合は、当該免許証を提出させ、所要事項を返納免許証・免許情報記録抹消受理簿（様式14。以下「返納免許証等受理簿」という。）に記載の上、枚数及び廃棄処分状況を運転免許証・運転経歴証明書処理簿（様式24。以下「免許証等処理簿」という。）に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。
- 3 再交付申請と同時に、現に受けている免許に係る免許証及び当該免許に係る特定免許情報が記録されたマイナ免許証のうち、いずれを保有しているかの状況の変更（以

下「保有状況変更」という。)を行おうとする場合は、変更内容を保有希望等欄に記載させること。

- 4 再交付申請書の暗証番号欄に記載をしない申請者に対しては、暗証番号の必要性についての説明を行い、設定するように促すこと。

なお、当該説明によっても暗証番号を設定しない申請者には、運転免許証等の暗証番号に関する誓約書(様式7)の提出を求めること。

- 5 本籍、住所、氏名及び生年月日に係る記載事項の変更がある場合は、再交付申請書に記載させることにより変更の届出を行わせること。

なお、変更の確認は、第8の2の規定を準用すること。

- 6 申請者の本人確認は、次の要領によること。ただし、亡失及び滅失以外の申請で当該申請に係る運転免許証により申請者の本人確認ができる場合を除く。

- (1) 運転免許センターで受理した場合

ア 運転者管理システムにより申請者に係る免許照会を実施するとともに、申請者からマイナンバーカード、旅券、社員証、学生証等の提示を受けること。

イ 免許台帳ファイリング装置から出力された申請者に係る免許台帳の顔写真により、申請者本人と照合すること。

ウ 再交付申請書の記載内容について不審点がないか精査するとともに、申請者本人しか知り得ないと思われる事項を質問すること。

- (2) 警察署等で受理した場合

前記(1)の規定を準用すること。この場合において、免許台帳ファイリング装置から出力される申請者に係る免許台帳を運転免許センター長に要求すること。

- 7 再交付申請書の記載内容を確認後、写真撮影装置により申請者を撮影すること。
- 8 保有状況変更がある場合は、当該変更に応じた特定免許情報の記録等を行うこと。
- 9 警察署長は、運転免許証再交付申請受理簿(様式8)に所要事項を記載するとともに、再交付申請書に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。
- 10 警察署長は、申請者に免許証を交付する際、免許証送付書に記名を求め、交付の状況を明らかにしておくこと。
- 11 二枚持ち者から、いずれかの紛失等を機に、免許保有状況変更の申出があった場合は次のとおりとすること。

- (1) 二枚持ち者が免許証を紛失した場合において、当該紛失を機に再交付申請を行わずにマイナ免許証のみを保有する旨を申し出たときは、免許保有状況変更申出書(紛失等時)(様式6-2。以下「変更申出書(紛失時)」という。)を提出させること。

なお、紛失した免許証を発見した場合において、当該発見を機に再び免許証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、免許保有状況変更申出書(発見時)(様式6-3。以下「変更申出書(発見時)」という。)を提出させるとともに発見した免許証の確認を行うこと。

- (2) 二枚持ち者がマイナ免許証を紛失した場合において、当該紛失を機に新たなマイナンバーカードに特定免許情報の記録を行わずに免許証のみを保有する旨を申し出たときは、変更申出書(紛失時)を提出させること。

なお、紛失したマイナ免許証を発見した場合において、当該発見を機に再び免許

証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、変更申出書（発見時）を提出させるとともに発見したマイナ免許証の確認を行うこと。

- (3) 警察署長は、免許保有状況変更申出受理簿（様式6－4）に所要事項を記載すること。
- (4) 警察署長は、変更申出書（紛失時）及び変更申出書（発見時）に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。

12 再交付免許証不正取得容疑者の調査

- (1) 運転免許センター長は、次により再交付免許証の不正取得及び返納義務違反の疑いがある者（以下「不正取得容疑者」という。）を発見した場合は、再交付免許証不正取得容疑者通知書（様式9。以下「不正取得通知書」という。）を作成し、当該不正取得容疑者の住所地を管轄する警察署長に送付するものとする。

ア 運転者管理システムへの違反登録及び事故登録

イ 再交付申請に係る免許証の亡失等の状況に関する不審の確認

- (2) 警察署長は、不正取得通知書を受理した場合は、所要の調査又は捜査を行うものとする。

第11 免許証等の更新申請の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第101条第1項の規定による免許証等の更新の申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 運転免許センター長は、運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申請書（以下「更新申請書」という。）（様式10－1）により、警察署長は、更新申請書（様式10－2）により受理すること。
- 2 更新申請時の免許証（以下「旧免許証」という。）について、免許の効力が停止されている場合及び再交付申請を伴う場合並びにマイナ免許証を紛失又は免許情報記録が抹消されている場合は、次のとおり処理すること。
 - (1) 免許の効力が停止されている場合は、更新申請書（様式10－1）又は更新申請書（様式10－2）により受理し、運転免許停止処分書を確認し、当該更新申請書の左上に「停止処分中」と記載の上、第10の5の規定を準用し、申請者を確認すること。
 - (2) 免許証の再交付申請を伴う場合は、更新申請書（様式10－3）の左上に「再交付申請同時」と記載の上、第10の5の規定を準用し、申請者を確認すること。
 - (3) 更新申請時に、マイナ免許証のみ有していた者が、当該マイナ免許証を紛失又は免許情報記録の抹消を受けたことにより有しないことになった者については、法第107条の規定によりマイナ免許証を引き続き有しているとみなすことから、更新申請書（様式10－1）又は更新申請書（様式10－2）により受理すること。
 - (4) 二枚持ち者が更新する際に、免許証又はマイナ免許証のいずれかの紛失を機に免許証の交付を行わない又は特定免許情報の記録を行わない場合は、その旨を保有希望等欄に記載させること。
- 3 本籍、住所、氏名及び生年月日に係る記載事項の変更がある場合は、更新申請書（様式10－1、10－2、10－3。以下「更新申請書（全様式）」という。）の記載事項変更欄に記載させること。

なお、変更の確認については、第8の2の規定を準用すること。

- 4 免許証等の更新と同時に保有状況変更を行おうとする場合は、更新申請書（全様式）の保有希望等欄に変更内容を記載させること。
- 5 更新申請書（全様式）の暗証番号欄に記載をしない申請者に対しては、第10の3の規定を準用すること。
- 6 申請者に対し適性検査を行い、その結果を更新申請書（全様式）の適性検査結果欄に記載すること。
- 7 警察署長は、旧免許証及びマイナ免許証に係る手続について次のとおりとすること。
 - (1) 高齢者講習又はオンライン講習等、更新時講習を受講済の場合
 - ア 免許証のみ有する者の場合
適性検査に合格した申請者の旧免許証の備考欄に、別表2の2(5)アに基づき所要事項を記載し、更新手続中に有効期間が満了する場合は、当該有効期間を延長して交付すること。
 - イ 二枚持ち者又は更新後に二枚持ち者になる場合
二枚持ち者の免許証については、前記アの処理を行い、マイナ免許証については、追記装置により免許情報記録の有効期間を書き換えすること。
なお、更新後に二枚持ち者になる場合は、マイナンバーカードに特定免許情報を記録すること。
 - ウ マイナ免許証のみ有する者又は更新後にマイナ免許証のみ有する場合
追記装置により免許情報記録の有効期間を書き換えすること。
なお、更新後にマイナ免許証のみ有する場合は、マイナンバーカードに特定免許情報を記録すること。
 - (2) 更新時講習を未受講の場合
 - ア 免許証のみ保有する者の場合
適性検査に合格した者の旧免許証の備考欄に、別表2の2(5)アに基づき所要事項を記載し、更新手続中に有効期間が満了する場合は、当該有効期間を延長して交付すること。
 - イ 二枚持ち者又は更新後に二枚持ち者になる場合
二枚持ち者の免許証については、前記アの処理を行い、マイナ免許証については、免許情報記録の備考欄に、別表2の2(5)イに基づき所要事項を記録し、当該有効期間の延長を記録すること。
なお、更新後に二枚持ち者になる場合は、マイナンバーカードに特定免許情報を記録すること。
 - ウ マイナ免許証のみ有する者又は更新後にマイナ免許証のみ有する場合
免許情報記録の備考欄に、別表2の2(5)イに基づき所要事項を記録し、当該有効期間の延長を記録すること。
なお、更新後にマイナ免許証のみ有する場合は、マイナンバーカードに特定免許情報を記録すること。
- 8 申請者を写真撮影装置により撮影すること。
- 9 警察署長は、更新申請受理簿（様式12）に記載の上、受理した更新申請書に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。

10 免許証の交付等については次のとおりとすること。

- (1) 更新後の免許証（以下「更新免許証」という。）の交付は旧免許証と引換えに行い、返納された旧免許証は、運転免許センター及び警察署等において確実に廃棄処分すること。ただし、申請者が旧免許証の返還を希望する場合は、当該免許証の下隅2か所（以下「所定の位置」という。）にさん孔処置を施した上で返還すること。

なお、返納された旧免許証の枚数及び廃棄処分の状況を免許証等処理簿に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。また、保有状況変更により返納された旧免許証についても同様に処理すること。

- (2) 更新手続後の保有状況変更に応じて免許情報記録の有効期間の書換え、免許情報記録の抹消、特定免許情報の記録及び免許証の交付を行うこと。
- (3) マイナ免許証のみ有する者が、免許の効力の停止中に更新手続した場合及び亡失等により再交付と同時に更新手続をした場合は、更新証明書（様式10－4）を交付すること。
- (4) 警察署長は、申請者が有効期間が満了する日までに更新時講習を受講することができずに失効した場合は、運転免許センター長に速報し、失効免許証等処理簿（様式13）に記載してその処理結果を明らかにしておくとともに、当該免許証を運転免許センター長に送付すること。

なお、マイナ免許証を有する場合は、追記装置により免許情報記録を抹消すること。

11 運転免許センター長は、運転者管理システムの障害、災害等の影響により更新免許証の即日交付及び免許情報記録の更新ができない場合、有効期間の満了日が迫っている更新申請者については、更新申請を受理した上で、旧免許証及び免許情報記録の備考欄に別表2の2(5)ア及びイに基づき所要事項を記載して有効期間を延長すること。

第12 更新連絡書等の発送停止等の措置

免許証又はマイナ免許証を有する者が交通事故等により死亡した場合において、当該死亡者に対する更新連絡書等の発送を停止するため、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転免許センター長への通報

警察署長は、次に掲げる更新連絡書等の発送停止対象者（以下「対象者」という。）を取り扱った場合は、対象者の人定事項等を死亡者通報連絡票（様式15）に記載し、運転免許センター長に送付すること。

- (1) 交通事故、交通事故以外の過失事故、殺人事件又は傷害致死事件等により死亡した者で、警察において死亡確認がなされたことを遺族が承知しているもの
- (2) 免許証を有する者の死亡について、遺族等から情報の提供があった者で身元確認が確実にできたもの

2 対象者の登録

運転免許センター長は、前記1の通報を受理した場合は、運転者管理システムに対象者に係るデータを登録すること。

3 他都道府県警察への通報

運転免許センター長は、前記1により通報された対象者の住所地が他の都道府県に

ある場合は、速やかに当該都道府県警察の運転免許事務担当課に通報すること。

4 他都道府県警察からの通報

運転免許センター長は、他の都道府県警察から対象者に関する通報を受理した場合は、前記2の措置を講ずること。

5 返納された免許証の処置

- (1) 運転免許センター長及び警察署長は、対象者の遺族等から対象者の免許証を返納された場合は、当該所属において確実に廃棄処分すること。ただし、対象者の遺族等が当該免許証の返還を希望する場合は、所定の位置にさん孔処置を施した上で返還すること。
- (2) 運転免許センター長及び警察署長は、返納された免許証の枚数及び廃棄処分の状況を免許証等処理簿に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

第13 経由更新申請の受理

運転免許センター長は、法第101条の2の2の規定による免許証等の更新の申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 秋田県公安委員会を経由する更新申請

- (1) 住所地が秋田県以外である申請者から申請があった場合は、運転免許証等更新・更新時講習受講申請書（経由申請用）（様式16-1。以下「経由申請書」という。）により受理すること。
- (2) マイナ免許証を有する申請者から、法第101条の2の2第3項の規定による免許情報記録の書換えを秋田県公安委員会において受けた旨の申出があった場合は、経由申請書にその旨を記載させること。
- (3) 申請者が、更新連絡書を持参しなかった場合は、運転者管理システムにより優良運転者又は一般運転者であることを確認すること。
- (4) 適性検査を実施した結果が合格基準に達していない場合は、住所地を管轄する公安委員会から改めて適性検査を受けるよう通知がなされることなどその後の手続について教示すること。
- (5) 更新時講習（優良運転者講習又は一般運転者講習）の受講を申し出た場合は、これを受講させること。
- (6) 旧免許証の備考欄に別表2の2(6)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付すること。
- (7) マイナ免許証を有する申請者が、前記(2)の申出を行い、更新時講習を受講済の場合は、追記装置により免許情報記録の有効期間を書き換えること。
- (8) 経由更新申請送付取扱簿（様式16-2）に所要事項を記載すること。また、経由申請書を、申請者の住所地を管轄する公安委員会に運転免許経由更新申請関係書類等送付書（様式16-3）を添えて送付すること。

2 秋田県以外の公安委員会を経由する更新申請

- (1) 他の都道府県公安委員会から経由申請書が送付されたときは、経由更新申請受理取扱簿（様式16-4）に所要事項を記載すること。
- (2) 適性検査結果の通知に基づき、適性検査の可否を決定すること。ただし、適性検査結果の通知で適性検査の可否を判断できないときは、法第101条の2の2第5項

の規定に基づき適性検査を実施すること。この場合において、申請者に対し封書により適性検査実施通知書（様式16－5）を送付し、改めて適性検査を行い、更新の可否を判断すること。

なお、実施結果については経由更新申請適性検査取扱簿（様式16－6）に記載すること。

- (3) 経由更新申請の交付年月日は、他の都道府県公安委員会から送付された経由申請書等により、当該申請に支障がないと認めた日とすること。

第14 臨時適性検査の実施

運転免許センター長及び警察署長は、法第102条第5項の規定による適性検査を行ったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 適性検査は、規則第23条の規定に基づき実施し、適性検査実施結果報告書（様式11）により処理結果を明らかにしておくこと。
- 2 警察署等の職員が実施する適性検査は、視力、色彩識別能力、深視力及び聴力とし、運動能力の検査については、運転免許センターの職員が実施すること。
- 3 適性検査の結果、免許に条件を付すなどの必要がある場合は、免許証の備考欄に別表2の2(7)により記載し、交付すること。

なお、免許証にあつては、追記装置によりICチップに条件変更に係る記録を行い、マイナ免許証にあつては、運転者管理システムで変更内容を登録した上で条件変更に係る免許情報記録を書き換えること。

- 4 警察署長は、当該報告書を運転免許センター長に送付すること。

第15 免許の申請による取消しの受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請（以下「申請取消」という。）及び同条第1項後段の規定による他の種類の免許を受けたい旨の申出（以下「下位免許申出」という。）があつたとき並びに法第106条の3第2項の規定による他の種類の免許に係る免許証を交付する場合及び法第106条の4第2項の規定による他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換える場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 申請取消は、運転免許取消申請書（様式17－1。以下「取消申請書」という。）により受理すること。
- 2 申請者が令第39条の2の4各号のいずれにも該当しないことを確認すること。また、申請者の意思を確認するとともに、取消後に再度免許の申請を行う場合には、運転免許試験の免除等の措置はとられない旨を説明すること。
- 3 一部の免許の申請取消と同時に保有状況変更を希望する場合は、取消申請書の保有希望等欄に変更内容を記載させること。
- 4 免許証の更新又は免許証の再交付申請時に併せて、申請取消及び下位免許申出があつたときは、これを受理すること。
- 5 申請取消に係る免許証等の取扱いについては、次のとおりとすること。

(1) 全ての免許を取り消す場合

ア 申請による運転免許の取消通知書（様式17－2。以下「取消通知書」という。）を交付した後、取消しに係る免許証を返納させること。

なお、返納された免許証は、運転免許センター及び警察署等において確実に廃棄処分すること。ただし、申請者が返納した免許証の返還を希望する場合には、所定の位置にさん孔処置を施した上で返還すること。

イ マイナ免許証を有する場合は、追記装置により免許情報記録を抹消すること。

ウ 免許証を亡失した者から申請があった場合は、第10の6の規定を準用し、申請者を確認すること。また、再交付申請書裏面の運転免許証亡失・滅失・盗難てん末書欄に記載させること。

(2) 一部の免許を取り消し、他の種類の免許に係る免許証の交付及び免許情報記録の書換えを行う場合

ア 法第106条の3第2項の規定により、免許を取り消された者が、なお他の種類の免許（下位免許申出に係る免許を含む。）を受けている場合は、運転免許センターにおいては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証の返納を受け（返還希望がある場合は、前記(1)のアに準ずる。）、新たな免許証を交付すること。また、警察署等においては取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証の備考欄に別表2の2(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。

イ 法第106条の4第2項の規定により、マイナ免許証を有し免許を取り消された者が、なお他の種類の免許を受けている場合は、取消しに係るマイナ免許証の提示を受け、他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えること。

ウ 他の種類の免許を与える際に、保有状況変更がある場合は、当該変更に応じた特定免許情報の記録等を行うこと。

(3) 手数料の取扱い

下位免許申出により免許証を交付する場合及び免許情報記録を書き換える場合は保有状況変更に応じて免許証交付手数料（併記免許付与者に対する加算額を含む。）及び特定免許情報記録手数料（併記免許付与者に対する加算額を含む。以下「交付手数料等」という。）を徴収すること。

なお、保有状況変更のない者が下位免許申出を行わず、取消し後に残る他の種類の免許に係る免許証を交付する場合又は免許情報記録を書き換える場合は、交付手数料等を徴収することができない。ただし、保有状況変更に係る免許証交付手数料及び特定免許情報記録手数料については徴収すること。

(4) 返納された取消しに係る免許証については、返納免許証等受理簿に所要事項を記載すること。また、免許証等処理簿に枚数及び廃棄処分の状況を記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

5 警察署長は、取消申請受理簿(様式17-3)に所要事項を記載し、取扱状況を明らかにしておくこと。

6 警察署長は、取消申請書及び取消通知書の写しに申請書等送付書を添えて、運転免許センター長に送付すること。

7 代理人による申請受理

申請者が窓口に来庁することが困難である場合において代理人による申請を受理する場合は、次のとおりとすること。

なお、代理人による申請は、全部の免許を申請取消する場合に限り受理するものとし、一部の免許を取り消す場合は受理しないこと。

- (1) 取消申請書及び運転免許返納・運転経歴証明書代理申請手続申込書(様式17-4。以下「代理申込書」という。)により受理すること。
- (2) 代理申込書にある委任状欄の署名が代筆であった場合は、警察職員が申請者に対し面接又は電話により取消意思の確認を行うこと。

8 訪問による申請受理

警察職員が訪問して申請取消を受理する場合は、次のとおりとすること。

なお、申請の受理は窓口において行うことが原則であることから、訪問して申請を受理する場合には、申請者の事情や自主返納の手続を行う必要性を勘案した上で受理すること。また、訪問による申請は、マイナ免許証を有する場合、再交付申請を伴う場合及び親族等、第三者の立会いが得られない場合は受理しないこと。

(1) 事前相談の受理

訪問による申請取消を受理する場合は、申請者から事前に相談を受けることとし、訪問による運転免許返納相談受理票(様式17-5)を記載して受理の経緯を明らかにし、前記2の事由に該当しないことを確認すること。

なお、事前相談の結果、申請取消を受理する場合は、訪問日時等を調整するものとする。

(2) 申請の受理等

申請者の自宅等を訪問し、第三者立会いの上で、前記1及び2を行い、再度訪問日時を調整し、後日、取消通知書を交付した後、免許証を返納させること。

第16 運転経歴証明書の交付申請等の受理

運転免許センター長及び警察署長は、第15の4(1)により処理した申請者(以下「免許返納者」という。)及び免許証の更新を受けなかった者(以下「免許失効者」という。)から法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請、同条第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請、規則第30条の10第1項の規定による記載事項変更の届出、規則第30条の11第1項による再交付の申請、規則第30条の12第2項及び第3項の規定による運転経歴証明書返納届及び規則第30条の16第2項に規定する運転経歴情報抹消届があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

1 運転経歴証明書の交付の申請及び運転経歴情報の記録申請があったときは、次のとおりとすること。

- (1) 運転経歴証明書交付等申請書(細則様式第18号の2。以下「経歴交付等申請書」という。)により申請を受理すること。

なお、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書の保有状況の変更を希望する場合は、保有希望等欄に記載させること。

- (2) 免許返納者は申請取消後、免許失効者は失効後いずれも5年以内であることを確認すること。また、免許失効者から申請があったときは、令第39条の2の5に掲げる者に該当しないことを確認すること。

なお、運転経歴証明書の交付後に再度免許の申請を行う場合には、運転免許試験の免除等の措置はとられない旨を説明すること。

- (3) 免許返納者及び免許失効者の免許証の記載事項から変更がある場合は、経歴交付等申請書の記載内容変更欄に記載させること。

なお、変更の確認は、第8の2の規定を準用すること。

- (4) 申請者の本人確認は、第10の5の規定を準用すること。
- (5) 運転経歴情報の記録申請があった場合は、申請者の運転経歴情報をマイナンバーカードに記録すること。
- (6) 警察署長は、運転経歴証明書等取扱簿（様式18－1）に所要事項を記載し、経歴交付等申請書に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。
- (7) 運転免許センター長は、作成した運転経歴証明書に運転経歴証明書送付書（様式18－2。以下「経歴証明書送付書」という。）を添えて警察署長に送付すること。

2 代理人による運転経歴証明書交付の申請があったときは次のとおりとすること。

- (1) 経歴交付等申請書及び代理申込書により申請を受理すること。
- (2) 代理申込書にある委任状欄の署名が代筆であった場合は、警察職員が申請者に対し面接又は電話により申請内容の確認を行うこと。

3 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出があったときは、次のとおりとすること。

- (1) 運転経歴証明書記載事項変更届（細則様式第18号の3。以下「経歴記載事項変更届」という。）により受理すること。

なお、代理人による記載事項変更届を受理する場合は、委任状を徴すること。

- (2) 変更に係る確認は、第8の2の規定を準用すること。
- (3) 運転経歴証明書記載事項変更届出受理簿（様式18－3）に所要事項を記載すること。
- (4) 運転経歴証明書等の取扱は次のとおりとすること。

ア 運転経歴証明書の備考欄に別表2の2(4)に基づき所要事項を記載し、届出者に交付すること。

イ マイナ経歴証明書のみを有する者で、ワンストップサービス等を受けるための措置を講じていない場合は、変更に係る事項等を運転者管理システムに登録すること。

- (5) 警察署長は、経歴記載事項変更届に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。

4 運転経歴証明書の再交付の申請があったとき及び平成24年4月1日より前に発行された運転経歴証明書から現行の運転経歴証明書への切替申請があったときは、次のとおりとすること。

- (1) 運転経歴証明書再交付申請書（細則様式第18号の4。以下「経歴再交付申請書」という。）により申請を受理すること。

なお、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書の保有状況の変更を希望する場合は、保有希望等欄に記載させること。

- (2) 亡失及び滅失以外の理由による申請の場合は、当該運転経歴証明書を提出させ、所要事項を返納運転経歴証明書・運転経歴情報抹消受理簿（様式18－6）に記載の上、枚数及び廃棄処分状況を免許証等処理簿に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

- (3) 住所、氏名及び生年月日に変更がある場合は、経歴再交付申請書に記載させることにより、変更の届出を行わせること。
なお、変更の確認は、前記3のとおりとすること。
- (4) 申請者の本人確認は、第10の5の規定を準用すること。
- (5) 警察署長は、運転経歴証明書再交付申請受理簿（様式18－4）に所要事項を記載し、経歴再交付申請書に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。
- (6) 警察署長は、運転経歴証明書を交付する際、経歴証明書送付書に記名を求め、交付の状況を明らかにしておくこと。
- 5 運転経歴証明書返納届があったときは、次のとおりとすること。
 - (1) 運転経歴証明書返納届（細則様式第18号の5。以下「経歴返納届」という。）により申請を受理すること。
 - (2) 警察署長は、運転経歴証明書返納・抹消届出受理簿（様式18－5。以下「経歴返納受理簿」という。）に所要事項を記載し、経歴返納届に申請書等送付書を添えて運転免許センター長へ送付すること。
 - (3) 返納された運転経歴証明書は、免許証等処理簿に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。
- 6 運転経歴情報抹消届があったときは、次のとおりとすること。
 - (1) 運転経歴情報抹消届（細則様式第18号の6。以下「経歴抹消届」という。）により申請を受理すること。
 - (2) 警察署長は、経歴返納受理簿に所要事項を記載し、経歴抹消届に申請書等送付書を添えて運転免許センター長へ送付すること。
- 7 運転免許センター長及び警察署長は、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者が新たに免許を受けたとき又は亡失したことを理由として運転経歴証明書の再交付を受けた者が、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、当該運転経歴証明書を返納又は運転経歴情報を抹消させ、所要事項を返納運転経歴証明書・運転経歴情報抹消受理簿（様式18－6）に記載すること。また、枚数及び廃棄処分状況を免許証等処理簿に記載し、処理結果を明らかにしておくこと。

第17 国外運転免許証の交付申請の受理

運転免許センター長は、法第107条の7第1項に規定する国外運転免許証（以下「国外免許証」という。）の交付の申請があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 国外運転免許証交付申請書（様式19－1。以下「国外免許申請書」という。）により受理すること。
- 2 旅券等により申請者が外国に渡航する者であることを確認し、運転者管理システムにより申請者に係る免許照会を実施すること。また、国外運転免許証交付簿（様式19－2。以下「国外免許交付簿」という。）に所要事項を記載すること。
- 3 国外免許証を申請者に交付する際、国外免許証の有効期間が満了したときは、運転免許センター又は最寄りの警察署等に速やかに返納しなければならない旨を教示すること。

- 4 警察署長は、返納された国外免許証を受理したときは、運転免許センター長に送付すること。
- 5 運転免許センター長は、返納された国外免許証を受理したときは、国外免許交付簿に返納月日等を記載して速やかに当該国外免許証を廃棄処分すること。

第18 条件の付与申請の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第91条の2第1項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定するなどの条件(以下「サポートカー限定条件」という。)の付与の申請があったとき及び同条第2項の規定により条件を付す場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 サポートカー限定条件の付与申請の受理は、運転免許条件申請書(様式20-1。以下「免許条件申請書」という。)により行うこと。
- 2 規則第18条の6第1項に規定されるサポートカー限定条件で運転することができる車両(以下「対象車両」という。)であることを、警察庁ホームページに掲載されているメーカー別対象車両一覧表により確認すること。
- 3 申請者が令第33条の6各号に掲げる事由に該当しないことを確認すること。また、申請者の意思を確認するとともに、当該条件の付与を受けた後は、対象車両以外の普通自動車を運転できなくなる旨、運転した場合は免許条件違反となる旨、当該条件の解除を希望する場合は住所地を管轄する公安委員会による審査を受ける必要がある旨を説明すること。
- 4 サポートカー限定条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を限定する条件に限られていることから、普通免許の上位免許を保有している場合は、申請取消を行った上で普通免許に条件を付与すること。

なお、申請取消については、第15の規定を準用すること。

- 5 運転免許センター長及び警察署長は、申請取消を行わずに当該条件を付与する場合は、免許証の備考欄に別表2の2(7)に基づき所要事項を記載し、申請者に交付すること。また、マイナ免許証については、運転者管理システムで変更内容を登録した上で、免許情報記録を書き換えること。

申請取消を行う場合は、運転免許センターにあっては新たな免許証を交付することとし、警察署等において免許証の備考欄に別表2の2(7)及び(8)に基づき所要事項を記載して交付し、新たな免許証は後日交付する旨を教示すること。また、マイナ免許証については運転者管理システムで変更内容を登録した上で、免許情報記録を書き換えること。

- 6 手数料の取扱いについては次のとおりとすること。
 - (1) 申請取消を行わずに免許証備考欄に条件を記載する場合及びマイナ免許証の免許情報記録を書き換える場合は、手数料が不要であるが、同時に免許証の再交付を申請する場合は、再交付手数料を徴収すること。
 - (2) 申請取消を行う場合のうち、第15の5(2)アの、下位免許申出により新たに普通免許を交付する場合にあっては交付手数料、特定免許情報を記録する場合にあっては特定免許情報記録記録手数料を徴収すること。
 - (3) 申請取消を行う場合のうち、第15の4(2)イの、取り消してもなお普通免許が残

る場合は、交付手数料又は特定免許情報記録記録手数料を徴収することができない。

- (4) 前記 1 の申請を免許証の再交付又は更新の機会に受理する場合は、再交付手数料又は更新手数料のみを徴収し、交付手数料等は徴収しないこと。

- 7 警察署長は、所要事項を条件申請受理簿（様式第20－2）に記載し、免許条件申請書に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。

第19 特定免許情報の記録申請等の受理

運転免許センター長及び警察署長は、法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請、同条第4項による免許証の返納の届出、同条第10項の規定による免許情報記録の抹消の届出及び同条第11項の規定による免許証の交付の申請があったときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 特定免許情報の記録の申請があったときは、次のとおりとすること。
 - (1) 特定免許情報記録申請書（様式第21－1。以下「記録申請書」という。）により受理すること。
 - (2) 法第95条の2第3項第1号及び第2号に該当しないことを確認すること。
 - (3) 特定免許情報の記録を受ける際に、保有状況変更を行おうとする場合は、記録申請書の保有希望等欄に変更内容を記載させること。
 - (4) 写真撮影装置により申請者を撮影後、追記装置により特定免許情報をマイナンバーカードの区分部分に記録すること。
 - (5) 保有状況変更がある場合は、当該変更に応じて免許証を交付し、又は免許証の返納を受けること。
 - (6) 警察署長は、特定免許情報記録申請受理簿（様式21－2）に記載の上、受理した記録申請書に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。
 - (7) 返納された免許証については、返納免許証等受理簿に所要事項を記載すること。
また、免許証等処理簿に枚数及び廃棄処分状況を記載し、処理結果を明らかにしておくこと。
- 2 免許証の返納の届出があったときは、次のとおりとすること。
 - (1) 運転免許証返納届（様式21－3。以下「返納届」という。）により受理すること。
 - (2) 警察署長は、免許証返納・免許情報記録抹消届出受理簿（様式21－4）に記載の上、受理した返納届に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。
 - (3) 返納された免許証については、免許証等処理簿に枚数及び廃棄処分状況を記載し、処理結果を明らかにしておくこと。
- 3 免許情報記録の抹消の届出があったときは、次のとおりとすること。
 - (1) 免許情報記録抹消届（様式21－5。以下「抹消届」という。）により受理すること。
 - (2) マイナ免許証の提示を受け、免許情報記録を抹消すること。
 - (3) 警察署長は、免許証返納・免許情報記録抹消届出受理簿（様式21－4）に記載の上、受理した抹消届に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。
- 4 免許証の交付の申請があったときは、次のとおりとすること。
 - (1) 運転免許証交付申請書（様式21－6。以下「交付申請書」という。）により受理すること。

- (2) 免許証の交付を受ける際に、保有状況変更を行おうとする場合は、交付申請書の保有希望等欄に変更内容を記載させること。
- (3) 写真撮影装置により申請者を撮影すること。
- (4) 申請者に免許証を交付し、保有状況変更がある場合は、免許情報記録を抹消すること。
- (5) 警察署長は、運転免許証交付申請受理簿（様式21－7）に記載の上、受理した記録申請書に申請書等送付書を添えて運転免許センター長に送付すること。
- (6) 警察署長は、申請者に免許証を交付する際、免許証送付書に記名を求め、交付の状況を明らかにしておくこと。

第20 手数料の取扱い

警察署長は、免許の申請に係る手数料として徴収した証紙又はキャッシュレス決済に係る明細書等を貼り付けた証紙納付書に証紙等送付書（様式22）を添えて運転免許センター長に送付すること。

なお、証紙納付書は、施錠設備のあるキャビネット等に保管すること。

第21 誤記免許証の取扱い

- 1 運転免許センター長及び警察署長は、免許証の交付に当たり、申請者に当該免許証の写真及び記載内容を十分に確認させ、写真の色抜け等又は記載内容に誤りがある免許証（以下「誤記免許証」という。）である旨の申出があった場合は、別表3「誤記免許証の取扱要領」に基づき処理すること。
- 2 運転免許センター長は、当該申出の都度、誤記免許証の取扱状況を誤記免許証処分取扱簿（様式23）に記載し、当該免許証にさん孔処置を施した上で、速やかに廃棄処分すること。

第22 免許証の返納等

運転免許センター長及び警察署長は、法第106条の3第1項第2号、第3号及び第4号の規定による免許証の返納を受けたとき並びに法第106条の4第1項第1号及び第3号の規定によるマイナ免許証を有する者の免許情報記録の抹消する必要があるときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- 1 免許証の返納を受けたとき
 - (1) 運転者管理システム等により、返納された免許証が失効又は再交付後の発見であることを確認すること。
 - (2) 返納免許証等受理簿及び免許証等処理簿に、所要事項を記載し、速やかに返納された免許証を廃棄処分すること。
- 2 免許情報記録を抹消する必要がある場合
 - (1) 運転者管理システム等により免許の失効又は免許情報記録の有効期間が満了していることを確認すること。
 - (2) マイナ免許証の提示を受け、追記装置により免許情報記録を抹消し、返納免許証等受理簿に所要事項を記載すること。

別表 1

照会番号指定表

1 免許証に表示する交付年月日及び照会番号は、次によるものとする。

- (1) 免許証の交付年月日は申請書を受理した日、新規免許の免許証の交付年月日は運転免許試験に合格した日とする。また、出張試験における新規免許の免許証の交付年月日は免許証を交付する日とし、照会番号は指定照会番号とする。
- (2) 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更して転入した者については、当該免許証に付されている照会番号とする。

なお、運転免許センターにおける新規免許及び更新申請の免許証の照会番号は、運転者管理システムにより自動付加、出張試験による新規免許及び各警察署での更新申請の免許証の照会照号は、手作業により付加する。

区分 所属	指 定 照 会 番 号	
	新規(失効・併記)	更新
運転免許センター	00001～01000	02001～04000
	出張試験	経由申請
	01001～02000	08801～09000
鹿 角 警 察 署		05001～05200
大 館 警 察 署		05201～05400
北 秋 田 警 察 署		05401～05600
能 代 警 察 署		05801～06000
二ツ井交番		08501～08600
五 城 目 警 察 署		06001～06200
男 鹿 警 察 署		06201～06400
由利本荘警察署		06801～07000
にかほ幹部交番		07201～07400
大 仙 警 察 署		07401～07600
美 郷 交 番		08601～08700
仙 北 警 察 署		07601～07800
横 手 警 察 署		07801～08000
増田幹部交番		08001～08200
湯 沢 警 察 署		08201～08400
羽 後 交 番		08701～08800

2 運転経歴証明書に表示する交付年月日及び照会番号は、次によるものとする。

- (1) 運転経歴証明書の交付年月日は新規又は再交付の申請書を受理した日とし、照会番号は指定照会番号とする。
- (2) 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更して転入した者については、当該運転経歴証明書に付されている照会番号とする。

区分 所属	指 定 照 会 番 号	
	新規	再交付
運転免許センター	免許センター受理 11001～12000	免許センター受理 12001～13000
	警察署受理 15001～17000	警察署受理 17001～18000

別表 2

免許証、マイナ免許証及び運転経歴証明書備考欄の記載（記録）要領

1 記載（記録）上の注意事項

- (1) 免許証及び運転経歴証明書の備考欄の記載は、ボールペン又はゴム印を用い、楷書で明瞭に記載すること。

なお、マイナ免許証の場合は、運転者管理システムにより免許情報記録の備考欄に記録すること。

- (2) 免許証及び運転経歴証明書の備考欄の記載事項を抹消する場合は、2 線で字消しし、秋田県公安委員会の公印に関する規則（昭和34年秋田県公安委員会規則第 6 号）第 1 条に規定する秋田県公安委員会印（運転免許用）を押印すること。

2 記載（記録）要領

- (1) 新規免許の免許証の場合（最下段に記載）

標記事由	記載要領
初心運転者標識の表示義務を免除する者	初心者標識免除 秋田公委
	初心者標識免除(準中・普通) 秋田公委
	初心者標識免除(普通) 秋田公委
新たに大型・普通自動二輪を取得した者に免許を交付する場合、免許の取得日を記載	大自二・ 年 月 日 秋田公委
	普自二・ 年 月 日 秋田公委
大型・普通自動二輪に係る交付日において過去の免許期間又は外国免許期間が通算できる者で、通算の経歴が 3 年（1095 日）未満の場合について免許歴を記載	大自二・ 年 月 日 (免許歴 日) 秋田公委
	普自二・ 年 月 日 (免許歴 日) 秋田公委
普通又は大型特殊を取得後に準中型免許を取得した者に免許を交付する場合、普通免許の免許期間が 2 年未満の場合について免許の取得日を記載	準中型・ 年 月 日 秋田公委

- (2) 再交付の場合（最下段に記載）

標記対象者	記載要領
免許証・経歴証明書を再交付した場合	年 月 日 再交付 秋田公委

(3) 記載事項変更の場合

標記事由	記載要領
住所を変更した場合	年 月 日 新住所 ○○○○○○ 秋田公委
本籍を変更した場合	年 月 日 本籍変更 秋田公委
氏名を変更した場合	年 月 日 新氏名 ○○○○○○ 秋田公委
氏名の字体を変更した場合	年 月 日 氏名字体変更 ○○○○○○ 秋田公委
生年月日を変更した場合 (免許証を再作成するため、後 日交付するまでの間)	年 月 日 生年月日 年 月 日 秋田公委 有効年月日 年 月 日 秋田公委 (ＩＣチップに記録しない。)

(4) 記載事項変更の場合（経歴証明書の場合）

標記事由	記載要領
住所を変更した場合	年 月 日 新住所 ○○○○○○ 秋田公委
氏名を変更した場合	年 月 日 新氏名 ○○○○○○ 秋田公委
生年月日を変更した場合	年 月 日 生年月日 年 月 日 秋田公委

(5) 更新の場合

ア 免許証の場合

標記事由	記載要領
免許証を更新した場合 (非即日交付の場合)	更 新 申 請 中 年 月 日 ま で 有 効 ・ 秋 田 公 委 受 理 年 月 日

イ マイナ免許証の場合

標記事由	記録要領
マイナ免許証（免許情報記録）を 更新した場合 (非即日記録の場合)	更新申請中 年 月 日 まで有効 ・ 受理 年 月 日

(6) 経由更新申請の場合

標記事由	記載要領
秋田県公安委員会を経由する申請の場合	経由更新申請中 この免許証は 新たな免許証と引換えに住所地 公安委員会に提出してくださ い。 年 月 日 秋田公委

(7) 条件の解除、変更又は付加の場合（最下段に記載）

条件区分	記載要領
眼鏡等、補聴器及び身障者等	☐ 条件を解除した場合 年 月 日○○○条件解除 秋田公委 ☐ 条件を変更した場合 年 月 日○○○条件変更 新条件 ○○○○○○ 秋田公委 ☐ 条件を付与した場合 年 月 日 条件付与 条件 ○○○○○○ 秋田公委
申請によるサポートカー限定条件	☐ 条件を付与した場合 年 月 日 条件付与 普通車はサポートカーに限る秋田公委

(8) 申請による取消しの場合

標記事由	記載要領
申出免許等に係る免許証を交付 した場合 （非即日交付の場合）	申請取消手続中 有効免許 ○○ ○○ 秋田公委 受理 年 月 日

別表 3

誤記免許証の取扱要領

事由		取扱要領
運転免許センターでの交付時に誤記免許証の申出があった場合		運転免許センター長は、申請者の免許データを修正登録し、新たに免許証を作成の上、当該申請者に交付する。
警察署での交付時に誤記免許証の申出があった場合	再交付申請	1 申請者からの申出状況について運転免許センター長に速報するとともに、当該免許証の備考欄に別表2の2の(3)、(4)又は(7)の要領により修正事項を記載した上で、当該免許証を申請者に交付する。 2 運転免許センター長は、申請者の免許データを修正登録し、免許証を作成の上、警察署長に送付する。 3 警察署長は、送付された新たな免許証を誤記免許証と引換えに申請者に交付する。
	更新申請	1 申請者からの申出の状況について運転免許センター長に速報するとともに、当該免許証を運転免許センター長に返送する。この場合において、更新前の免許証の有効期限を延長する必要がある場合は、更新前の免許証の裏面に記載した有効期限を修正し、訂正印を押印すること。 2 運転免許センター長は、申請者の免許データを修正登録し、免許証を作成の上、警察署長に送付する。 3 警察署長は、送付された新たな免許証を更新前の免許証と引換えに当該申請者に交付する。 4 免許証の交付後に誤記免許証の申出があった場合の取扱いは、上記再交付申請時における申出の取扱いと同様とする。

様式 1-1

運転免許証送付書

警察署：

区分：

[illegible]

合計	
----	--

更新免許証等受払簿

[illegible]

様式 2

資料 区分	記変	住所	氏名	住＋氏	本籍	本＋住	本＋氏	本＋住＋氏	呼び名	県 外	住所	住＋氏	本＋住	本＋住＋氏	生修
	51	1	2	3	4	5	6	7	8		1	3	5	7	50

運転免許証記載事項変更届

秋田県公安委員会 殿

届出日		年 月 日	
変更した事項	フリガナ		
	氏 名		
	本（国）籍		
	住所	〒 ー	
		秋田県	
電 話 番 号		自宅又は携帯	

昭和 平成

生年月日

年 月 日

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

「 現 に 受 け て い る 免 許 」

免許情報記録の番号		第		号	記録等公安委員会						
特 定 免 許 情 報 の 記 録 等 年 月 日		年		月	日	免 許 情 報 記 録 の 有 効 期 間 の 末 日	年		月	日	
登録年月日		年		月	日	受	理				
								受 理 番 号			

現 在 の 保有状況	
---------------	--

年 月 日

運 転 免 許 セ ン タ ー 長 殿

警 察 署 長

担当者	
-----	--

申 請 書 等 送 付 書

免許関係申請書等を下記のとおり送付します。
記

区分		受理番号	件数	免許証等受領日	備考
更新申請書	署分	～		月 日	
	交番分	～		月 日	
再交付申請書	免許証	署分	～	月 日	
		交番分	～	月 日	
	経歴証明書	署分	～	月 日	
		交番分	～	月 日	
記載事項変更届	免許証	署分	～	更新・再交付と同時を除く	
		交番分	～		
	経歴証明書	署分	～	新規・再交付と同時を除く	
		交番分	～		
経歴等証明書	署分	～		月 日	
	交番分	～		月 日	
運転消転申請書	署分	～		全部返納 一部返納（更新同時） 一部返納（更新期間外）	件 件 件
	交番分	～		全部返納 一部返納（更新同時） 一部返納（更新期間外）	件 件 件

様式 4（裏面）

区分			受理番号	件数	免許証等受領日	備考
記録申請書	免許証	署分	～			
		交番分	～			
	経歴証明書	署分	～			
		交番分	～			
返納届	免許証	署分	～			
		交番分	～			
	経歴証明書	署分	～			
		交番分	～			
記録抹消届	免許証	署分	～			
		交番分	～			
	経歴証明書	署分	～			
		交番分	～			
交付申請書	署分	～		月 日		
	交番分	～		月 日		
変更 有 申 出 状 書 況	署分	～		月 日		
	交番分	～		月 日		
運転免許条件申請書						
その他	生年月日修正			免許証 件	・	経歴証明書 件
	性別修正			免許証 件	・	経歴証明書 件

暗証番号照会・閉塞解除依頼書

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

私が保有する運転免許証等について、次のとおり照会・依頼します。

氏 名 _____

依頼項目	☐ 暗証番号照会	☐ 閉塞解除依頼
------	---------------------------------	---------------------------------

「
現に受けている免許
」

暗証番号 照会先	
回答者	

担当者	
-----	--

※太線の枠内及び裏面を記載してください。折り曲げないでください。

資料 区分	再	住所	氏名	住＋氏	本籍	本＋住	本＋氏	本＋住＋氏	呼び名	県外	住所	住＋氏	本＋住	本＋住＋氏	生修
	59	1	2	3	4	5	6	7	8		1	3	5	7	

運 転 免 許 証 再 交 付 申 請 書

秋田県公安委員会 殿	申請日	年 月 日
------------	-----	-------

フリガナ											電話番号(自宅又は携帯)					
氏 名																
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日										性別	男	女			
本籍・国籍																
住 所	秋田県															
保有希望等	現に有するもの		免許証 ・ マイナ免許証				手続き後に希望するもの				免許証 ・ マイナ免許証					
マイナの効力	有効 ・ 無効						マイナ免許証の紛失等の事情の有無				有 ・ 無					
暗 証 番 号 (数字を記入)	①-				②-				マイナ-							
暗証番号は免許証の情報を保護するものです。所持を希望する免許証の種類に対応する枠へ必ず記入してください。																



免許証情報																→					
現に受けている免許	交 付 日	年 月 日										照会番号					有効年月日	年 月 日			
	条 件 等	☐ 眼鏡等 ☐ 眼鏡等 (小特・原付を除く) ☐ 眼鏡等 (大型等) ☐ 中型車(8t限定) ☐ 準中型車(5t限定) ☐ 中・準中・普はA T 車 ☐ 準中・普はA T 車 ☐ 普通車はA T 車																			
		受 付 場 所 センター・ 署																			
	免許の種類	☐ 11 大 型	☐ 18 中 型	☐ 19 準 中 型	☐ 12 普 通	☐ 13 大 特	☐ 21 大 自 二	☐ 22 普 自 二	☐ 15 小 特	☐ 16 原 付	☐ 17 けん引	☐ 31 大 型 二	☐ 38 中 型 二	☐ 32 普 通 二	☐ 33 大 特 二	☐ 34 けん引二	登録年月日			登録番号	
再交付の理由		① 亡失 ② 盗難 ③ 焼失 ④ 滅失 ⑤ 汚損 ⑥ 破損 ⑦ 記載事項・条件変更 ⑧ 写真変更 ⑨ その他 ⑩ 追加交付 ⑪ 取消 A 再記録																			

免許 保有 状況	手続き前		手続き後

通報

運転免許証亡失・滅失・盗難てん末書

秋田県公安委員会 殿

※太線の枠内及び表面を記載してください。折り曲げないでください。

亡失・滅失 年 月 日 時	年 年	月 月	日 日	午前・午後 午前・午後	時頃から 時頃までの間
亡失・滅失の 場所(区間等)	☐ 自宅（保管場所等）				
亡失・滅失 盗難の状況	☐ 上記場所で落としたと思われる。 ☐ 自宅で紛失したと思われる。探したが見当たらない。 ☐ 盗難にあった。 ☐ 上記以外				
警察署への 届 出	有 ・ 無	届 出 年 月 日	年 月 日	届出先	
注意事項	次の注意事項を確認し、□にレ印を付けてください。 1 虚偽の申告等により不正に免許証の再交付を受けた場合は処罰されます。 2 免許証を2通持つことは禁じられていて、亡失等した旧免許証を発見したときは、速やかに返納しなければなりません。 ☐ 上記内容を確認しました。				
担 当 者	階級 氏名				

免許保有状況変更申出書（紛失等時）

年 月 日

※太線の枠内を記載してください。 折り曲げないでください。	秋田県公安委員会 殿		受付場所		受理番号	
	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏 名					
	紛失等の直前における 免許証及びマイナ免許証 双方の保有の有無		有 ・ 無			
	免許証及びマイナ免許証 のうち紛失等したもの		免許証 ・ マイナ免許証			
	紛失等した理由					
	電話番号 （自宅又は携帯）					

現に受けている免許	
-----------	--

免許保有状況変更申出書（発見時）

年 月 日

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

秋田県公安委員会 殿		受付場所		受理番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日		
氏 名					
免許証及びマイナ免許証のうち発見したもの		免許証 ・ マイナ免許証			
電話番号 （自宅又は携帯）					
現に受けている免許					

運転免許証等の暗証番号に関する誓約書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

私は、

- ☐ 運転免許証の I C チップに内蔵された運転免許証の情報
- ☐ 個人番号カードの I C チップに書き込まれた特定免許情報

を保護するため、暗証番号を決める必要がある旨を承知していますが、暗証番号を設定しません。

このことで、I C チップに記録された情報を無断で第三者に読み取られることなどにより私に不利益が生じても異議はありません。

住 所

氏 名

第 運 本 秋 年 月 日 号

殿

長 ー タ セ 許 転 運

再交付免許証不正取得容疑者通知書																					
容 疑 者	氏 名									生年月日			年 月 日生								
	住 所																				
免 許 証	交 付 年 月 日	年 月 日								県 公安委員会交付											
	有 効 年 月 日	年 月 日								照会番号											
	免 許 証 番 号									免許情報記録番号											
	免 許 証 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二	仮免許	大 型	中 型	普 通	
再 交 付 歴		年 月 日								亡・滅・汚・破			再交付記号								
行 政 処 分 歴		年 月 日								停止 日 (日)											
		年 月 日								停止 日 (日)											
違 反	日 時	年 月 日								午前・午後 時 分											
	場 所																				
	車 両	車種								登録番号											
処 分 失 効		年 月 日								停止 日 (日) 取消 年											
容 疑 の 端 緒		☐ 電算通報 ()								☐ 処分時亡失 ()								☐ その他 ()			
参 考 事 項																					

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申請書

※免許証の本籍・住所・氏名に変更がある場合は、以下に記入してください。

「現に受けている免許」

適性検査結果	区分	裸眼	矯正	眼鏡 コンタクト レンズ	視野	右	度	深視力	1回	mm	運動能力 補足欄	適・否	検査者
	右眼	.	.			左	度		2回	mm			
	左眼	.	.			計	度		3回	mm			
	両眼	.	.			聴力	適・否		平均	mm			

質 問 票	
次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	☐ はい ☐ いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	☐ はい ☐ いいえ
秋田県公安委員会 殿 年 月 日	
上記のとおり回答します。 氏 名 _____	
(注意事項)	
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きできません。	

期間前更新の理由	
期間	年 月 日頃 ～ 年 月 日頃までの間
理由	☐ 仕事・留学のため ☐ 出産のため ☐ 病気療養のため ☐ その他 ()
氏名	

資料更新	一更	特更	住所	氏名	住＋氏	本籍	本＋住	本＋氏	本＋住＋氏	呼び名	県	住所	住＋氏	本＋住	本＋住＋氏	生修	
区分	36	33	32	1	2	3	4	5	6	7	8	外	1	3	5	7	50

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申請書

秋田県公安委員会 殿						申請日		年 月 日			
フリガナ						電話番号(自宅又は携帯)					
氏 名											
保有希望等		現に有するもの		免許証 ・ マイナ免許証		手続き後に希望するもの		免許証 ・ マイナ免許証			
マイナの効力		有効 ・ 無効		マイナ免許証紛失等の事情		有 ・ 無					



※免許証の本籍・住所・氏名に変更がある場合は、以下に記入してください。

記載事項変更届	フリガナ			受付署	第 号
	氏 名				
	本(国)籍				
	住 所	秋田県			

講習種別		更新手数料		講習手数料	
------	--	-------	--	-------	--

「 現に受けている免許 」

免許情報記録の番号	第 号	記録等公安委員会	
特定免許情報の記録等年月日		免許情報記録の有効期間の末日	

適性・交付年月日	☐ 変更有	☐ 眼鏡等 850	☐ 眼鏡等(大型等) 870	☐ 補聴器 400
		☐ 眼鏡等(小特・原付を除く) 860	☐ 眼鏡の条件解除 000	
条 件				

免許保有状況	手続き前		手続き後

通報

適性検査結果	区分	裸眼	矯正	眼鏡	視野	右	度	深視力	1回	mm	運動能力	適・否	検査者
	右眼	・	・			左	度		2回	mm	補足欄		
	左眼	・	・	計		度	3回		mm				
	両眼	・	・	聴力	適・否	平均	mm						
				コンタクトレンズ									

質 問 票	
次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	☐ はい ☐ いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	☐ はい ☐ いいえ
秋田県公安委員会 殿 年 月 日	
上記のとおり回答します。 氏 名 _____	
(注意事項)	
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きできません。	

期間前更新の理由	
期間	年 月 日頃 ～ 年 月 日頃までの間
理由	☐ 仕事・留学のため ☐ 出産のため ☐ 病気療養のため ☐ その他 ()
氏名	

資料更新	特更	一更	再	住所	氏名	住＋氏	本籍	本＋住	本＋氏	本＋住＋氏	呼び名	県	住所	住＋氏	本＋住	本＋住＋氏	生修	
区分	36	32	33	59	1	2	3	4	5	6	7	8	外	1	3	5	7	50

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申請書

※太線の枠内及び裏面を記載してください。折り曲げないでください。

秋田県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

フリガナ

氏名

電話番号(自宅又は携帯)

持ち込み写真貼付

生年月日 昭和 平成 年 月 日 性別 男 女

本籍・国籍

住所 秋田県

保有希望等 現に有するもの 免許証 ・ マイナ免許証 手続き後に希望するもの 免許証 ・ マイナ免許証

マイナの効力 有効 ・ 無効 マイナ免許証紛失等の事情 有 ・ 無

暗証番号(数字を記入) ①ー ②ー マイナー

暗証番号は免許証の情報を保護するものです。所持を希望する免許証の種類に対応した暗証番号を必ず記入してください。

※裏面の質問票も記載してください。

免許証情報

現に受けている免許

交付日 年 月 日 照会番号 有効年月日 年 月 日

条件等

免許の種類

11 18 19 12 13 21 22 15 16 17 31 38 32 33 34 大 中 準 普 大 大 普 小 原 けん 大 中 普 大 けん 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二 二 二 二 二 二 二

講習種別

有効年月日

交付日

第 号

適性・交付年月日

変更有

眼鏡等 850

眼鏡等(大型等) 870

補聴器 400

眼鏡等(小特・原付を除く) 860

眼鏡の条件解除 000

条件

免許保有状況

手続き前

手続き後

通報

適性検査結果	区分	裸眼	矯正	眼鏡	視野	右	度	1回	mm	運動能力	適・否	検査者
	右眼	.	.		左	度	2回	mm	補足欄			
	左眼	.	.	コンタクトレンズ	計	度	3回	mm				
	両眼	.	.		聴力	適・否	平均	mm				

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

1	過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
2	過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
3	過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
4	過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	☐ はい ☐ いいえ
5	病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	☐ はい ☐ いいえ

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。氏 名

(注意事項)

1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)

2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。

3 提出しない場合は手続きができません。

期間前更新の理由	
期間	年 月 日頃 ～ 年 月 日頃までの間
理由	☐ 仕事・留学のため ☐ 出産のため ☐ 病気療養のため ☐ その他（ ）

運転免許証亡失・滅失・盗難てん末書	
秋田県公安委員会 殿	
亡失等年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
亡失等の場所	
亡失等の状況	☐ 紛失した ☐ 盗難にあった ☐ 焼失した
	☐ 上記以外（ ）
警察署への届出	年 月 日 警察署（交番・駐在所）
注意事項	次の注意事項を確認し、□にレ印を付けてください。 1 虚偽の申告等により不正に免許証の再交付を受けた場合は処罰されます。 2 免許証を2通持つことは禁じられていて、亡失等した旧免許証を発見したときは、速やかに返納しなければなりません。 ☐ 上記内容を確認しました。
担当者	階級 氏名

更新証明書

あなたの申請に基づき、道路交通法第107条の規程により読み替えて適用する
同法第101条の4の2第3項の規程により、 年 月 日付けで
あなたの免許情報記録の有効期間を更新したことを証明します。

年 月 日

秋田県公安委員会

住 所	
氏 名	
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 号
免 許 情 報 記 録 の 有 効 期 間 の 末 日	
免 許 の 種 類	
備 考	

運 転 免 許 セ ン タ ー 長 殿

警察署長

取扱者	
-----	--

適性検査実施結果報告書

申 請 者	住所																																								
	氏名																																								
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	(	歳)																															
	現 有 免 許	交付日・照会番号	年 月 日 -																																						
		免許証番号																																							
免許の種類																																									
免許の条件																																									
検 査 結 果	<table border="1"><tr><td rowspan="3">視 力</td><td rowspan="3">裸 眼</td><td>右眼</td><td rowspan="3">矯 正</td><td>右眼</td><td rowspan="3">視 野</td><td>右</td><td rowspan="3">深 視 力</td><td>1回</td><td>mm</td></tr><tr><td>左眼</td><td>左眼</td><td>左</td><td>2回</td><td>mm</td></tr><tr><td>両眼</td><td>両眼</td><td>計</td><td>3回</td><td>mm</td></tr><tr><td colspan="8"></td><td>平均</td><td>mm</td></tr></table>											視 力	裸 眼	右眼	矯 正	右眼	視 野	右	深 視 力	1回	mm	左眼	左眼	左	2回	mm	両眼	両眼	計	3回	mm									平均	mm
	視 力	裸 眼	右眼	矯 正	右眼	視 野	右	深 視 力	1回	mm																															
左眼			左眼		左		2回		mm																																
両眼			両眼		計		3回		mm																																
								平均	mm																																
検 査 者 意 見																																									
結 果																																									

失効免許証等処理簿

[illegible]

返納免許証・免許情報記録抹消受理簿

受理番号	受理月日	氏名	生年月日	受理種別	理由	備考
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 失効 ☐ 記録 ☐ 再交付 ☐ 満了 ☐ 申請取消	

※ 再交付(発見)の場合は免許証番号の末番を備考欄に記載すること

※ さん孔処置後に返還した場合はその旨を備考欄に記載すること。

死亡原因		交通事故 上記外	交通事故以外の過失事件 その他（	殺人・傷害致死事件
死亡者の 人定事項	本 籍 又は国籍			
	住 所 又は住居			
	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生 （ 歳）		
死 亡 年 月 日	年 月 日			
死 亡 確 認 の 方 法	（ ）で確認			
免 許 証 の 処 置 方 法	☐ さん孔処置後返還 ☐ 警察署で廃棄処分			
更 新 連 絡 書 の 送 達 状 況	更新連絡書が ☐ 届いている ☐ 届いていない			

運転免許証等 を 有する者の 死亡に関する 情報の提供者 の人定事項	住 所 又は住居			
	氏 名		続柄等	
	生年月日	年 月 日生		

免許証関係	免許証番号等	(写しを貼付する場合は不要)
	(写し貼付欄)	

注1	各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。
注2	死亡原因が未確認の場合は、死亡原因欄のその他にその旨を記載すること。
注3	免許証の写しが貼付できない場合は、免許証番号を記載すること。

運転免許証等更新・更新時講習受講申請書（経由申請用） 年 月 日 公安委員会 秋田県公安委員会 殿					
フリガナ				電話番号（自宅又は携帯）	
氏名					
生年月日		昭和・平成		年 月 日	
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無		更新時講習受講の有無	
保有希望等		現に有するもの		免許証・マイナ免許証	
マイナの効力		有効・無効		マイナ免許証の紛失等の事情	
暗証番号（数字を記入）		①-		②- マイナ-	
暗証番号は免許証の情報を保護するものです。所持を希望する免許証の種類に対応する枠へ必ず記入してください。					
経由地公安委員会への免許証の返納の有無				有 ・ 無	
経由地公安委員会における免許情報記録の書換えの有無				有 ・ 無	
※2枚目の質問票を記載してください。					

「
現に受けている免許
」

免許情報記録の番号		第 号		記録等公安委員会			
特定免許情報の記録等年月日				免許情報記録の有効期間の末日			
※適性検査実施結果		適 ・ 否		実施年月日		年 月 日	
区分	裸眼	矯正	眼鏡	視野	右 度	1回	運動能力
右眼	・	・	コンタクト レンズ	左 度	計 度	2回	適・否
左眼	・	・				3回	秋田県警察本部交通部 運転免許センター
両眼	・	・				平均	
※ 更新時講習を受けない場合の連絡 ☐ 高齢者講習・特定任意講習を受講済み（終了証添付） ☐ 更新申請先の公安委員会で受講 ☐ オンライン講習受講済み							
免許保有状況		手続き前		➡		手続き後	

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 2 | 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 3 | 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 4 | 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| 5 | 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | ☐ はい ☐ いいえ |

公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名

（注意事項）

- 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）
- 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 提出しない場合は手続きできません。

年 月 日

警察本部交通部運転免許課長
運転免許試験場長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 交 通 部
運 転 免 許 セ ン タ ー 長
(公印省略)

運転免許経由更新申請関係書類等送付書

みだしの関係書類等を次のとおり送付します。

記

区分		受付年月日	年 月 日
経由申請件数			
内訳	優良講習		
	一般講習		
	高齢者講習		
	特定講習		
返納を受けた免許証			

更新時講習受講状況	1	優良運転者講習受講済
	2	一般運転者講習受講済
	3	高齢者講習又はオンライン講習受講済

新免許証の受領方法等	1	申請公安委員会の指定場所での受領
	2	郵送による受領
	3	免許証交付希望なし

この係 管理第一係
警電 825-735-222

年 月 日

様

秋 田 県 公 安 委 員 会

適 性 検 査 実 施 通 知 書

あなたから申請のあった道路交通法第101条の2の2第5項に規定する適性検査は、次のとおり行いますので通知します。

記

1 適性検査実施年月日

年 月 日 (曜 日) 午前・午後 時 分からおおむね10分間

2 適性検査場所

秋田市新屋寿町5番1号

秋田県警察運転免許センター 1階適性検査室

3 その他

指定日時に適性検査を受けられない場合は、下記までご連絡ください。

連絡先 運転免許センター 管理第二係

電話 018-863-1111 内線735-233

運転免許取消申請書				
秋田県公安委員会 殿			年 月 日	
フリガナ			生年 月 日	昭和 平成 年 月 日
氏名				
取消しを申請する免許の種類				
受 け たい 他 の 免 許 の 種 類				
保有希望等	現 に 有 す る も の	免許証 ・ マイナ免許証	手続き後に希望するもの	
マイナの効力	有効 ・ 失効	マ イ ナ 免 許 証 の 紛 失 等 の 事 情 の 有 無		有 ・ 無
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無		
申請理由を教えてください。（該当の番号を○で囲んでください。）				
1 運転の必要がないので 2 身体機能の低下を自覚して 3 家族等の勧め				
4 適性検査の結果を参考に 5 高齢者講習を参考に				

（この線から下には記載しないこと。）

取消免許の復活はできない旨の説明	有 ・ 無	管理第一係への照会結果	可 ・ 否
------------------	-------	-------------	-------

「
現
に
受
け
て
い
る
免
許
」

免許情報記録の番号	第	号	記 録 等 公 安 委 員 会
特 定 免 許 情 報 の 記 録 等 年 月 日			免 許 情 報 記 録 の 有 効 期 間 の 末 日

登 録 票	資料区分	33		39		39-58		94H	
	登録番号			登録年月日		年 月 日			
	免許の種類	大型11	中型18	準中型19	普通12	大特13	大自二21	普自二22	小特15
		原付16	けん引17	大型二31	中型二38	普通二32	大特二33	けん引二34	
条件									

免許 保有 状況	手続き前		手続き後

通報

申請による運転免許の取消通知書

あなたの申請に基づき、道路交通法第104条の4第2項の規定により、
年 月 日付けであなたの免許を取り消したので通知します。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

住 所	
氏 名	
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 交 付
免許情報記録の 番 号	第 号 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 記 録 等
免 許 の 種 類	
備 考	この申請により取消しされた免許は回復できません。

運転免許返納・運転経歴証明書等代理申請手続申込書							
年 月 日							
秋田県公安委員会 殿							
フリガナ		生年 月 日	昭和 平成 年 月 日				
申 請 者 氏 名		電話 番 号					
フリガナ		生年 月 日	昭和 平成 年 月 日				
代 理 人 氏 名		電話 番 号					
代 理 人 住 所							
申 請 者 と の 関 係	☐ 親族（続柄 ） ☐ 福祉関係者 ☐ 後見人 ☐ その他（ ）						
委 任 状							
委任する申請に レ点を付けてく ださい	☐ 運転免許取消申請（運転免許証等の自主返納） ☐ 運転経歴証明書交付等申請（運転免許証等に代わる身分証の申請）						
注 意 事 項	1 免許証等を返納すると、自動車等の運転はできなくなります。 2 運転免許証等を再取得する場合、学科、技能試験は免除されません。						
私は、注意事項を理解した上で、上記の代理人に本件申請を委任します。							
年 月 日							
申請者署名							
(署名が自署でない場合) 代筆者署名							
<table><tr><td>担当者 記載欄</td><td>申請者意思確認 ☐電話 ☐面接</td><td>確認日時 月 日 , 時 分</td><td>確認者 氏 名</td></tr></table>				担当者 記載欄	申請者意思確認 ☐ 電話 ☐ 面接	確認日時 月 日 , 時 分	確認者 氏 名
担当者 記載欄	申請者意思確認 ☐ 電話 ☐ 面接	確認日時 月 日 , 時 分	確認者 氏 名				
申 立 書 (※返納の場合に記入)							
私は、上記の申請者から運転免許証等返納の代理申請手続を委任されましたが、 申請者は自らの意思で運転免許証等の返納を決めたことに間違いありません。							
年 月 日							
代理人署名 (自署)							
(注意事項)							
- 申請者の署名が代筆の場合、電話又は面接により返納者の意思確認をさせていただきます。 - 申請時に、申請者の運転免許証等を提出してください。（免許証等を所持している場合） - 代理人は、身分を確認できる書面等を持参してください。（免許証等、マイナンバーカード等） - この申込書を偽造し、又は虚偽の内容を記載して手続を行うと、処罰される場合があります。							

訪問による運転免許返納相談受理票

警察署

受 理 番 号		No.
受 理 日 時		年 月 日 午前 午後 時 分
受理担当者 階級・氏名		
相談者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
対象者	関 係	☐ 本人 ☐ 親族（ ） ☐ その他（ ）
	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 （ 歳）
内 容	相 談 理 由	☐ 自宅療養中 ☐ 入院中 ☐ 施設入居中 ☐ その他（ ）
	特 段 の 事 情	
	訪 問 希 望 場 所	☐ 自宅 ☐ 病院等施設（ ）
	立 会（予定）者	☐ 親族（ ） ☐ 病院、施設関係者等（ ）
訪問（予定）日時		年 月 日 午前 午後 時 分
通知書交付・免許証受領日		年 月 日 午前 午後 時 分
備 考		

運転経歴証明書等取扱簿

受理 番号	受理 月日	氏名	生年月日	申請 種別	保有状況 (手続前)	保有状況 (手続後)	送付 月日	備考
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		
				☐ 交付 ☐ 記録	☐ なし ☐ マイナ経歴証明書	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書		

年 月 日

警察署長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 交 通 部
運 転 免 許 セ ン タ ー 長

運転経歴証明書送付書

みだしの関係書類を次のとおり送付します。
記

番号	氏名	生年月日	交付年月日	受領者記名

送付数 計 件

取扱
管理第二係
警電 7 3 5 － 2 3 3

運転経歴証明書再交付申請受理簿

受理 番号	受理 月日	氏名	生年月日	保有状況		旧交付年月日	旧照会番号	備考
						新交付年月日	新照会番号	
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続前	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			
				手続後	☐ 経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書			

運転経歴証明書返納・抹消届出受理簿

受理 番号	受理 月日	氏名	生年 月日	理由	保有状況 (手続後)	備考
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナ経歴証明書	

※ さん孔処置した場合は備考欄に記載すること。

国外運転免許証交付申請書 Written Application for an International Driving Permit			
秋田県公安委員会 殿		Date: 年 月 日	
To: Akita Public Safety Commission			
ローマ字		生年月日	昭和 平成
氏名		Date of birth	年 月 日
国外運転免許証の申請区分 Kind of application of an international driving permit	A (自動二輪) B (普通) C (大型貨物) D (大型乗用) E (けん引)		
出生地 Place of birth			
記載事項変更の有無 Change of matters written in a license certificate	有 無 Yes No		
現に受けている免許 Copy of a license certificate		For official use only TEL:	
免許情報記録の番号	第 号	記録等公安委員会	
特定免許情報の記録等年月日		免許情報記録の有効期間の末日	

備考	1 旅行先	_____
	2 目的	_____
	3 期間	_____
	4 代理人申請の場合は、以下に記載してください。	
	代理人氏名	_____
	代理人住所	_____
	申請者との関係	_____

受付欄	
-----	--

(この線から下には記載しないこと。)

1	サポートカー以外の普通自動車を運転できなくなる旨の説明	☐
2	条件を解除する場合は公安委員会による審査を受ける必要がある旨の説明	☐
3	サポートカー対象車両の確認方法	☐
4	説明資料の交付	☐

登錄票	資料区分	58					
	登録番号			登録年月日	年 月 日		
	条件						

条件申請受理簿

[illegible]

特定免許情報記録申請書

年 月 日

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

秋田県公安委員会 殿		受付場所				受理 番号			
フリガナ				生年月日		年 月 日			
氏 名									
本 籍 ・ 国 籍 等									
住 所									
暗 証 番 号 (数 字 を 記 入)									
電 話 番 号 (自 宅 又 は 携 帯)									
免許証の保有の有無		有 ・ 無							
免許証及びマイナ免許証 のうち手続終了後に有す ることを希望するもの		免許証 ・ マイナ免許証							
マ イ ナ の 効 力		有効 ・ 失効							
マイナ免許証の紛失等の 事 情 の 有 無		有 ・ 無							
免許証の記載事項の 変 更 の 有 無		有 ・ 無							

現に受けている免許	
-----------	--

免許 保有 状況	手続き前		手続き後

運転免許証返納届

年 月 日

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

秋田県公安委員会 殿		受付場所		受理番号	
フリガナ					
氏名					
生 年 月 日	年 月 日				
電 話 番 号 (自 宅 又 は 携 帯)					
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無				

現に受けている免許	
-----------	--

免許保有状況	手続き前		手続き後

免許証返納・免許情報記録抹消届出受理簿

受理 番号	受理 月日	氏名	生年 月日	理由	保有状況 (手続後)	備考
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	
				☐ 返納 ☐ 抹消	☐ 免許証 ☐ マイナ免許証	

※ さん孔処置した場合は備考欄に記載すること。

免許情報記録抹消届

年 月 日

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

秋田県公安委員会 殿		受付場所		受理番号	
フリガナ					
氏 名					
生 年 月 日		年 月 日			
電 話 番 号 (自 宅 又 は 携 帯)					
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無			

現に受けている免許	
-----------	--

免許 保有 状況	手続き前		手続き後

運転免許証交付申請書

年 月 日

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

秋田県公安委員会 殿		受付場所				受理番号							
フリガナ				生年月日		年 月 日							
氏 名													
本 籍 ・ 国 籍 等													
住 所													
暗 証 番 号 (数 字 を 記 入)		①-						②-					
電 話 番 号 (自 宅 又 は 携 帯)													
免許証及びマイナ免許証のうち 手続終了後に有するものと 希 望 す る も の		免許証 ・ マイナ免許証											
免許証の紛失等の 事 情 の 有 る 無		有 ・ 無											
免許証の記載事項の 変 更 の 有 る 無		有 ・ 無											

現に受けている免許	
-----------	--

免許 保有 状況	手続き前		手続き後

敬 察 署 長

担当者

みだしの証紙納付書を次のとおり送付します。

記

区分		受付月日						合計
		／	／	／	／	／	／	
更新申請件数		免許証						
		マイナ免許証						
		二枚持ち						
内 <								

様式22（裏）

区分			受付月日						合計
			／	／	／	／	／	／	
再 交 付 申 請 件 数	運転免許証	免許証							
		マイナ免許証							
		二枚持ち							
	運転経歴 証明書	経歴証明書							
		マイナ経歴証明書							
		二枚持ち							
運転経歴証明書 申請件数		経歴証明書							
		マイナ経歴証明書							
		二枚持ち							
申出免許交付申請件数									
運転免許証交付申請件数									
特定免許情報記録申請件数									

誤記免許証処分取扱簿

番号	取扱年月日	氏名 生年月日	センター 警察署名	誤記事項	誤記免許 受領		訂正免許 送付		誤記免許 有効期限 年月日	廃棄処分状況		
					年月日	取扱者名	年月日	取扱者名		年月日	担当者名	立会者名
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									
			☐ センター	誤)								
		☐ 署	正)									

